

「介護医療院」へ転換予定の医療機関について

「介護医療院」への一部転換予定の下記医療機関について、
御意見を伺うものです。

医療法人全心会 伊豆慶友病院

「介護医療院」への転換等を予定する医療機関

1 介護医療院への転換

(1) 転換予定医療機関：医療法人全心会 伊豆慶友病院

(2) 転換予定時期：令和2年8月1日付

(3) 概要

ア 施設の名称：伊豆慶友介護医療院

イ 人員基準：I型（介護療養病床相当）・II型（老健施設相当以上）

ウ 転換内訳：療養病床47床（4階） → 介護医療院 47床（4階）

2 病床種別の変更

(1) 変更予定医療機関：医療法人全心会 伊豆慶友病院

(2) 変更予定時期：令和2年8月1日付

(3) 変更の内訳：一般病床55床（5階） → 療養病床47床（5階）

3 転換・変更の理由

当院はこれまで国や地域の実状と要望等を意識して病床変更を行うことで運営を維持してきた。平成26年から運営する転換型老健では稼働率95%以上を維持、医療区分割合50%以上の入院料2の療養病床も稼働率90%前後を保っている。

一方、一般病床では、平成28年に地域包括ケア病床を開設、40~60%で推移していた稼働率も現在は40%台前半に落ち込んでいる。

こうした状況を踏まえ、当院に入院する患者の傾向を分析したところ、①伊豆市を住所地とする患者が70%以上、②65歳以上が9割、75歳以上が8割、85歳以上が6割、③約半数が長期療養を希望という状況であると判明、さらに伊豆市の高齢化率が現状の38%台から今後いっそう上昇していくことを考慮すると、長期療養かつターミナルケアまで行える役割を担う施設に転じていくことが地域の要望に対応することであると判断し、病床変更に対する申請を希望するに至った。

4 病床等の内訳

<転換前>

合計	医療保険				介護保険				
	開設許可 病床計	一般	療養1 20:1	療養2 25:1	計	介護 療養	介護 医療院	介護老人 保健施設	その他
159床	102床	55床	47床	床	57床	床	床	57床	床

<転換後>

合計	医療保険				介護保険				
	開設許可 病床計	一般	療養1・2 20:1	経過措置 25:1	計	介護 療養	介護 医療院	介護老人 保健施設	その他
151床	47床	床	47床	床	104床	床	47床	57床	床

5 その他

上記転換後も、外来機能と2次救急の当番、休日輪番の担当は継続する。

(参考資料)

療養病床等の概要							
<ul style="list-style-type: none"> 療養病床は、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもの。 医療保険の『医療療養病床(医療保険財源)』と、介護保険の『介護療養病床(介護保険財源)』がある。 要介護高齢者の長期療養・生活施設である新たな介護保険施設「介護医療院」を創設。(平成30年4月施行) 							
	医療療養病床		介護療養病床	介護医療院		介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
	療養1・2 (20対1)	経過措置 (25対1)		I型	II型		
概要	病院・診療所の病床のうち、主として長期療養を必要とする患者を入院させるもの ※療養1・2は医療区分2・3の患者がそれぞれ8割・5割以上		病院・診療所の病床のうち、長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等を提供するもの	要介護者の長期療養・生活施設		要介護者に(リハビリ)等を提供し、在宅復帰を目指す施設	要介護者のための生活施設
病床数	約15.1万床 ^{※1}	約6.6万床 ^{※1}	約5.5万床 ^{※2}	—	—	約36.8万床 ^{※3} (うち介護療養型:約0.9万床)	約56.7万床 ^{※3}
設置根拠	医療法(病院・診療所)		医療法(病院・診療所) 介護保険法(介護療養型医療施設)	介護保険法(介護医療院)		介護保険法(介護老人保健施設)	老人福祉法(老人福祉施設)
施設基準	医師	48対1(3名以上)	48対1(3名以上)	48対1 (3名以上。宿直を行う医師を置かない場合は1名以上)	100対1	100対1 (1名以上)	健康管理及び療養上の指導のための必要な数
	看護職員	4対1 (35年度末まで、6対1で可 ^(字取))	6対1	6対1	6対1	3対1 (うち看護職員を2/7程度を標準)	3対1
	介護職員 ^{※4}	4対1 (35年度末まで、6対1で可 ^(字取))	6対1~4対1 療養機能強化型は5対1~4対1	5対1~4対1	6対1~4対1	—	—
面積	6.4㎡		6.4㎡	8.0㎡以上 ^{※5}		8.0㎡ ^{※6}	10.65㎡(原則個室)
設置期限	—		平成35年度末	平成30年4月施行		—	—

※1 施設基準届出(平成28年7月1日) ※2 病院報告(平成29年3月分概数) ※3 介護サービス施設・事業所調査(平成27年10月1日) ※4 医療療養病床にあっては看護補助者。
※5 大規模改修まで6.4㎡以上で可。 ※6 介護療養型は大規模改修まで6.4㎡以上で可。

18

介護医療院の基準(人員基準)

	介護療養病床(病院) 【療養機能強化型】		介護医療院				介護老人保健施設	
	指定基準	報酬上の基準	指定基準		報酬上の基準		指定基準	報酬上の基準
			類型(I)	類型(II)	類型(I)	類型(II)		
医師	48:1 (病院で3以上)	—	48:1 (施設で3以上)	100:1 (施設で1以上)	—	—	100:1 (施設で1以上)	—
薬剤師	150:1	—	150:1	300:1	—	—	300:1	—
看護職員	6:1	6:1 うち看護師 2割以上	6:1	6:1	6:1 うち看護師 2割以上	6:1	3:1 (看護2/7)	【従来型・強化型】 看護・介護3:1 【介護療養型】 ^(※3) 看護6:1、 介護6:1~4:1
介護職員	6:1	5:1~4:1	5:1	6:1	5:1~4:1	6:1~4:1	—	—
支援相談員	—	—	—	—	—	—	100:1 (1名以上)	—
リハビリ専門職	PT/OT: 適当数	—	PT/OT/ST:適当数		—	—	PT/OT/ST: 100:1	—
栄養士	定員100以上 で1以上	—	定員100以上で1以上		—	—	定員100以上 で1以上	—
介護支援専門員	100:1 (1名以上)	—	100:1 (1名以上)		—	—	100:1 (1名以上)	—
放射線技師	適当数	—	適当数		—	—	—	—
他の従業者	適当数	—	適当数		—	—	適当数	—
医師の宿直	医師:宿直	—	医師:宿直	—	—	—	—	—

注1:数字に下線があるものは、医療法施行規則における基準を準用 注2:背景が緑で示されているものは、病院としての基準 注3:基準はないが、想定している報酬上の配置。療養体制維持特別加算で介護4:1となる。

(資料:厚生労働省HP「介護医療院について」より)